

G20 愛知・名古屋外務大臣会合推進協議会規約改正（案）

（名称）

第1条 本会は、G20 愛知・名古屋外務大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、2019年に愛知・名古屋で開催されるG20 外務大臣会合の成功に向け、地元関係機関の連携、G20 外務大臣会合の準備・開催支援、愛知・名古屋の魅力発信及び開催機運の醸成に係る協力を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する情報共有、調整及び役割分担を行うものとする。

- （1）G20 外務大臣会合の開催に対する支援、円滑な運営に係る協力に関すること。
- （2）愛知・名古屋の魅力発信に関すること。
- （3）G20 外務大臣会合の開催機運の醸成に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（構成員）

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、別表2の役職に掲げる者を委員とする。

- 2 前項の規定に関わらず、総会の議決により、構成団体及び委員の構成を変更することができる。

（委員の報酬）

第5条 委員は、無報酬とする。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、名古屋市長をもって充てる。

（役員職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（監事）

第8条 協議会に監事を2名置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、総会へ報告する。

（任期）

第9条 委員の任期は、協議会が設立された日から協議会が解散する日までとする。た

だし、任期中であっても、別表2に掲げる役職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定により委員の職を失ったときは、別表2に掲げる役職の後任者が委員となり、その任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に総会を置く。

- 2 総会は、第4条に掲げる委員をもって構成し、事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に関し会長が特に必要と認める事項について審議し、及び決定する。
- 3 総会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 総会の議事は、委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴きくことができる。
- 7 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ書面で表決し、又は代理の者を出席させることができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、緊急を要し総会を招集することができない場合及び議事が軽易である場合は、総会に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第11条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の事業に関して企画・立案を行う。
- 3 幹事会は、総会に付議すべき事項を審議する。
- 4 幹事会は、構成団体の実務担当者をもって構成する。
- 5 幹事長は、愛知県政策企画局国際課G20外務大臣会合推進室長をもって充て、幹事会を招集し、及びその議長となる。
- 6 副幹事長は、名古屋市観光文化交流局観光交流部MICE推進室長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、愛知県政策企画局国際課G20外務大臣会合推進室内に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(会計)

第13条 協議会の運営及びその実施する事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計期間は、予算の成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

(解散)

第14条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するとき有する残余財産については、総会の議決を経て処分する。
(その他)

第 15 条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

愛知県
名古屋市
名古屋商工会議所
一般社団法人中部経済連合会
一般社団法人愛知県観光協会
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
東海旅客鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
中部国際空港株式会社

別表 2

愛知県知事
名古屋市長
名古屋商工会議所会頭
一般社団法人中部経済連合会会長
一般社団法人愛知県観光協会会長
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー理事長
東海旅客鉄道株式会社取締役 執行役員 東海鉄道事業本部長
名古屋鉄道株式会社代表取締役社長
中部国際空港株式会社代表取締役社長